

## はじめに

本市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、昭和58年10月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを行ってきました。

平成19年に行った市民意識調査によれば、「週に1回程度以上スポーツ活動を行っている」市民の割合は、約40%でした。本計画を策定するにあたり、平成25年9月に行った船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケートでは、その割合は、約50%になり、スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくりの成果は表れてきています。

一方で、平成23年に国では、スポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、新たにスポーツ基本法が施行されました。スポーツを取り巻く現代の課題をふまえ、スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力事項等を明確にしました。

本計画は、国・県の計画の改正と本計画の前身である船橋市生涯スポーツ振興計画が平成23年度に終了したことを受け、策定するものです。

策定にあたっては「船橋市総合計画後期基本計画」、「船橋の教育－教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画－」を基盤におき、庁内に「船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会」を設け、前計画を振り返るとともに、平成25年に船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケートを行い、市民のスポーツに関する意識、ニーズを本計画に反映させていくこととしました。

本計画の内容を具体的な施策として生かし、基本方針の実現に向け、生涯スポーツの推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

平成27年3月

船橋市教育委員会